

社協会費にご協力ください



あなたも社協の会員に

社協会費は、ボランティア活動、地域住民同士の支えあい活動、公的制度にないサービスなど、『住み慣れた地域で、誰もが安心して誇りを持って暮らせるまちづくり』と、町民総参加の地域福祉活動をめざした、八峰町社協独自の事業を進める上での大切な財源の一つとなっています。

また社協会員になることによって、一人ひとりが、『地域福祉』を自らの活動として受け止め、地域福祉活動に間接的に参加していただいているという意味も持っています。

決して強制ではありませんが、社協の活動にご理解いただき、ひとりでも多くの町民のみなさんに社協会員になっていただきたいことから、全世帯のみなさんに一般会員へのご協力をお願いします。

さらに、社協の福祉事業推進にご賛同ご協力いただける個人及び法人・企業等の皆様には、特別会員・賛助会員として社協会費のご協力をお願いします。

社協会費のご協力は、福祉のまちづくり参加への一つです。

ぜひよろしくをお願いします。

会費の種類

会費は納入額によって3種類に分けられています。

- 一般会員 500円(年額) 全世帯のみなさんにご協力をお願いします。
- 特別会員 1,000円(年額) 町三役、町議会議員、民生児童委員、社協役員・評議員、学識経験者及びその他の個人にご協力をお願いします。
- 賛助会員 1,500円以上(年額) 社会福祉関係機関・施設、商店、会社、企業、事業所、団体等にご協力をお願いします。

会費の納入時期・方法

- 一般会員の募集は、毎年7月に自治会・町内会等を通じて全世帯にお願いしております。会費の納入方法は、各自治会・町内会長さんに取りまとめていただいております。
- 特別会費、賛助会費は、八峰町社会福祉協議会事務局へ直接お届けいただくこともできます。

ご意見・ご質問等は、八峰町社会福祉協議会までお寄せください。

☎ 八峰町八森字椿台 112 番地 (旧八森中学校校舎内) ☎77-3551 (総務企画課)